○国土交通省告示第千百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりである。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1407	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1408	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1409	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1410	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1411	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1412	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1413	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1414	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1415	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1416	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1417	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1418	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1419	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1420	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1421	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日
1422	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスβ（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成29年11月28日

○海上保安庁告示第五十号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	尼崎第三号灯浮標
位置	
所在地	阪神港尼崎西宮芦屋区（尼崎西防波堤灯台の南西方約二・二キロメートル）
北緯	三四－四〇－一五
東経	一三五－一一－三八
廃止年月日	平成二十九年十月十八日